

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○砂川課長 皆さんこんにちは。本日は天気の悪い中、また新年早々のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、令和3年度第2回久喜市障がい者施策推進協議会を開催いたします。私は本日の司会を務めさせていただきます、障がい者福祉課長の砂川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、久喜市社会福祉協議会から手話通訳として、中山さん、それから、青木さんにお越しいただいております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度第2回、久喜市障がい者施策推進協議会を始めさせていただきます。

本日の出席委員数についてでございますが、委員20名のうち、出席委員11名で、過半数に達しておりますので、久喜市障がい者施策推進協議会、条例第4条第2項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

それから、今回、奥澤委員、金井委員、黒川委員、小林委員、鈴木委員、中城委員、城戸委員、宮原委員におかれましては、事前に欠席のご連絡をいただいております。

また、新井会長が本日、急遽欠席となる旨の連絡がありましたため、会議の進行につきましては、松本副会長にお願いをしております。

では、会議に入る前に、協議会の運営、会議の開催に関する事項について、いくつか説明と確認をさせていただきます。

「審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、会議は、原則公開としておりますことから、傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には認めることとしております。

次に、会議録の作成についてでございます。会議録は、全文記録、または、できる限り全文記録方式に近い形で、概ね1ヶ月以内に作成し、公開することとしております。

このため、本日もすでに行っておりますが、会議録作成のための録音をさせていただきます。

会議録は、「てにをは」等を修正した後、署名をいただいて完成となりますが、会長が欠席のため、副会長に署名をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして本日の配布資料を確認させていただきます。事前に郵送をさせていただいたものになります。

まず、本日の次第、それから、「令和4年度以降の施設のあり方」というタイトルの2枚の資料でございます。お手元にない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し出ください。大丈夫でしょうか。

それでは次に、松本副会長からごあいさつをいただきたいと思います。副会長よろしくお願いいたします。

○松本副会長 皆さんこんにちは。社会福祉法人啓和会の久喜けいわ就労支援課の松本です。

本日は、雪が降る中、お集まりいただきありがとうございます。新井会長が急遽欠席ということで、私が進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○砂川課長 ありがとうございます。それでは議事に移らせていただきます。

議長につきましては、久喜市障がい者施策推進協議会条例第 4 条に基づき、会長が議長となりますが、久喜市障がい者施策推進協議会条例第 3 条、第 3 項に基づき、副会長が今回議長となりますので、松本副会長、よろしく願いいたします。

○松本副会長 はい。では、議事に入らせていただきます。

まず初めに、皆様にお願いがございます。発言される際には必ず挙手をし、指名を受けてから発言をお願いします。発言の最初にはお名前をお願いします。

それでは議事に移ります。議事「障がい者福祉施設の管理運営方針について」です。

この議題に関して、当事者にあたる、久喜市社会福祉協議会の野口委員、また社会福祉法人啓和会である私、松本に関しましては、今回の場での意見を差し控えさせていただくことを、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

また、この施設、民間譲渡の件に対する施策推進協議会の立場は、前回説明があったと思いますが、現状の報告とそれに対する意見を交換する場になると思います。

この説明後に、様々なご意見をいただくことになると思いますが、内容によっては、今後ある説明会等に伝達、共有するものとして、取り扱われると思います。

それらを踏まえて、ご意見をいただければと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは事務局よりご説明をお願いします。

○事務局 ～資料「令和 4 年度以降の施設のあり方」について説明～

○松本副会長 ありがとうございます。

それでは今の説明に対して、質問等を挙げていただきたいのですが、質問されたものについて、事務局から回答するという形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

では、質問ある方、寺方委員をお願いします。

○寺方委員 寺方です。教えてください。まずはですね、国からの要請で、民間譲渡というのが進んでいるというお話なのですが、その辺のところはよくわかった上で、では周りの、地方自治体、埼玉県としてはどういう動きをしているのかと。

久喜市だけが、どうも、いろんな記事を見てみると、何か進みすぎているような気がするのですけれども、その辺、周りの自治体、埼玉県の状況をお知らせいただけませんかでしょうか。よろしくをお願いします。

○松本副会長 ありがとうございます。久喜市以外の他の状況についてどうかということですが、事務局よりお願いします。

○砂川課長 ご質問ありがとうございます。おっしゃる通り、国からの方針で久喜市についても、譲渡または譲渡に限らず公共施設を再編していきましょうという方針で今動いているというところ です。

久喜市においては、障がい者施設について民間に譲渡するという方針になっておりまして、近隣の状況はというご質問ですが、障がい者施設ではない、例えば、高齢者の施設ではこの近隣でも、幾つか民間譲渡していると聞いております。

障がい者の施設となりますと、確かに例はあまり無くて範囲を広げないと、他の市町村での例というのが、なかなか無いような状況というのは確かにございます。

○松本副会長 はい、寺方委員。

○寺方委員 寺方です。

毎日新聞の去年の8月12日に掲載されていた記事ですが、久喜市が、障がい者施設を民間譲渡へ進めているというところですが、周りの事例というのがほとんど無くて、新聞の方は、なぜ久喜市はそういうふうにするのだとちょっと否定的な書き方だったのですけれども。

久喜市だけが突っ走ってしまっていて、後になって取り返しのつかないようなことがないのか。民間譲渡を進めることによって、マイナスをいろいろ引き受ける啓和会だとか、社会福祉協議会だとか、利用者、保護者の方の意見を聞くことを進めながらと言っておられますけれども。真っ先にこう進んでいる中で、もし失敗したらどうするのだというような、そのデメリットはどういうふうに考えていらっしゃるのかなど。

そのようなことにならないようにするとおっしゃっているのは、役所の立場としてはそうなのかもしれませんが、皆さんがまず、意見としてお持ちなのは、失敗したらどうするのだと、その時に受け皿がないじゃないかと。

受け皿が何もなくなってしまうということについて、市としてはどう考えているのだと。

多分、市議会で市長さんは、その辺、譲渡する施設、ご利用者含めて、丁寧に説明しながら進めていくとおっしゃっています。先ほどの話では、譲渡先への話は綺麗にまとまっております。保護者、それから利用者については、ご意見を伺いました。けれども、どうのですかと。

皆さん、そう決まったと言われているから、そうだったら仕方ないなど、おっしゃっているような気がするのですよね。

そのへんを丁寧に進めながらやりますよって言う割には、とりあえずやっちゃいましょうというふうなイメージに聞こえてならないのです。

そこのところ、もし失敗したときにどうするのか、そういった覚悟までありますかということも踏まえて、ご意見を意見いただければと思います。

○松本副会長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

○砂川課長 確かにご利用者様、それから保護者の方のご意見などにもやはり、民間にこのまま移行させてしまって、サービスどうなるのでしょうかとか、今までと同じようなサービスを受けられるのでしょうかとか、そういったご心配の声というのは、こちらにも届いているところでございます。

万が一失敗したら、その先はどうなるのだろうかというご心配ももちろん、理解はできるというところではございますが、おっしゃっていただいた通り、まずは失敗がないように、慎重にお話を伺いしながら進めていくというのが、現状の私どものスタンスであります。

ただ、その失敗というのが何を以て失敗なのかということにもよるかとは思いますが、今、受けていただいているサービスをそのまま、同じ法人さんをお願いしたいという方針で動いています。同じ法人に、同じようなサービスを続けていただけるような形での譲渡を目指しておりますので、それが実現すれば、私どもとしては失敗という方向には行かないというふうに現状考えているというところでございます。

○松本副会長 ありがとうございます。

はい、寺方委員。

○寺方委員 すいません何度も。市の覚悟というのはわかりましたけれども、とりあえず、まず皆さん心配し、されながら、なるべく失敗しないように、どうすればいいんだというのを考えていらっしゃるという中で、先ほど指定管理の期間を今まで 5 年だったのを 3 年に縮めるというようなところも、ちょっと何か違和感があるのですよね。

とりあえず丁寧に進めましょうということであれば、とりあえず 5 年間、2 年間延長といったらおかしいのですが、今まで通りにして、その中で、その妥協点や、方向性を見つけていくのが、一つのやり方じゃないかなと個人的には思うのです。

3 年に縮めましたということになると、市の方が何かリスクを抱えながら、とりあえずやっていますよというイメージがものすごく強くなってですね。

そこをまず、なかなかまとまらないからとりあえず一旦白紙に戻しましょうは言わないですけども、白紙に近いところ、とりあえず今まで通り 5 年間の指定にしておいて、その中で、今まで、ここに書いてあるよりも 2 年間の時間がありますから、その中で解決方法だとかですね、周りの市町村がどうやっているのかとか、埼玉県がどうやるのかというようなところ辺が決まってきたですね。そこを待ってからやるっていうのも一つの方法ではないかと個人的には思っています。以上です。

○松本副会長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

○砂川課長 ご意見どうもありがとうございます。

指定管理の期間を 5 年から 3 年に、というところですが、やはり、皆さんからは、5 年ではなぜ駄目なのでしょうか、というご意見は、もちろんあってしかるべきだと考えております。

先ほども説明させていただきましたけれども、私どもとしては、譲渡先の法人というのは、現状の指定管理のところをお願いする方針で、進めております。

であれば、早い段階で、民営化するという方針で業務を譲渡させていただいて、早い段階で利用者の方にも安定したサービスを受けていただけるような体制をとりたいというのが、私たちの考えていたことでありましたので、あえて 5 年ではなくて、3 年のうちに何とか話をつけたいという気持ちがありまして、今回は 3 年間というふうにさせていただきました。先だっけの久喜市議会でも、その方針として、議決をいただいたところでございます。

○松本副会長 ありがとうございます。それでは他に質問をお願いします。

進藤委員、お願いします。

○新藤委員 セルフヘルプグループたんぼぼの新藤と申します。よろしくお願ひいたします。

今のもし失敗したらという、問題性に対してのちょっとツッコミなのですが、先ほど砂川課長様からもご指摘があったように、何ををもって失敗とするのか、何ををもって成功とするのか、そのラインというのが極めて不明確でありまして、そして私は素人ですので、この差、失敗かまたは成功かを見極める費用、評価するための、要素としてサービスの質とクオリティーとそれから財政的なコストダウンによる財政の健全化、この 2 点について、素人としてはすぐに思い浮かぶわけですね。

そうすると、どのようにしてゴールと申しますか、何ををもって成功とするのかの具体的な様子を、きちんと検討する必要があると思います。

例えば、財政的にはどのラインまで行ったらアウトなのか、どのぐらい黒字に転換できるならば成功とするのか、そして、サービスの質は非常に重要なことですので、一つ一つ細かい要素、

課題というのを、まずあぶり出す必要があると思うのですね。今までのご説明によりますと、ただ漠然と丁寧にとということでしたので、「丁寧に」の具体的な内容をこの委員会で検討する必要があると思います。

どのような課題が見えてくるのか、そして成功するためにはその一つ一つの課題をどのようにしてクリアするのか。そういう具体的な話し合いを私は望みたいと思います。

○松本副会長 はい、ありがとうございます。失敗か成功かの評価の仕方ということでしょうか。

サービスの質をどういうふう担保していくのかということですが、事務局からお願いします。

○砂川課長 大変貴重なご意見をありがとうございました。

私も先ほど申し上げました通り、どこのラインが成功でどこのラインが失敗というのは、正直私どもでもはっきりとは言えないという状況です。

であれば、ぜひ、こういった会議の機会の時に皆さんのご意見を参考にさせていただければと思っております。

今現在は、はっきりしたこと申し上げられなくて、申し訳ないのですけれども、ぜひ、その際には皆さんのお力もいただけたらありがたいなというふうに感じております。

○松本副会長 ありがとうございます。新藤委員。

○新藤委員 国や自治体などで、ガイドラインのようなものはございますでしょうか。

例えば、いろんな社会福祉法人、NPO法人などそういったところが、毎月、毎年、報告書を出さなければなりませんけど、その報告書に記載されている項目というのを、検討課題としてみてはいかがでしょうか。

他県や他市町村の、そういった報告書等のリサーチなどは、いかがでございましょうか。

○松本副会長 事務局、お願いします。

○砂川課長 ありがとうございます。私どもで把握している限りでは、国や県などのガイドラインとしてどの点を、譲渡に際しては重要視をします、とか、どういうところまでできれば、譲渡としては完成しました、とか、そういったガイドライン的なものが思いつくものはないという現状でございます。

ただし、譲渡をどの程度できれば、成功したというふうにいえるのかというのは、やはり利用者の方が、現状のサービスが続けられて、特に過不足なく、今まで通りにサービスが受けられる状況が、引き続き、続いているということで、サービスにご満足いただける状況があれば、ひとまずは成功したというふう考えていいのではないかと、私たちは考えております。

そのために、そのサービスを維持するために、市としてできることというのを考えていかなければならないと思いますし、サービスを続けていく上で、市がある程度、関与を続けていって、監視ではないですけども、そういった現状を把握できるような体制というのを作っていくという考えは、ありではないかと考えているところでございます。

○松本副会長 ありがとうございます。新藤委員。

○新藤委員 すいませんこれ最後にさせていただきます。長くなって申し訳ございません。

利用者の方々のご意見を集めるアンケートをするということについてもですね、例えば、サービスが開始した時点、それからある一定期間の経過した時点、そしてさらに、数年後というように、説明会を開催の時もそうなのですけども、開催時期というのを、数ステップに分けて、きちんとプランニングしてみたいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○松本副会長 事務局、お願いします。

○砂川課長 いろいろご提案をいただきましてどうもありがとうございます。

やはり、利用している皆さんがどの程度、サービスに満足いただけているかというのを、把握をしていくという手段としてアンケートというのは、確かに有効ではないかと考えられます。

今後の市と譲渡先の法人とのかかわり合い方の中で、そういった方法も検討材料の一つとして考えていきたいと考えております。

どうもありがとうございます。

○松本副会長 ありがとうございます。よろしいですか。他は質問ございますか。

大内委員。

○大内委員 久喜市聴覚障害者協会の代表の大内と申します。

今までの管理の内容を聞いていますとちょっと曖昧な点があります。簡単に質問をしたいと思います。

指定管理者ということ 5 年間だったものを 3 年間の方に変えるという方針の話があったと思います。それは、上の方から、5 年ではなくて 3 年間にしようというふうに決まったのでしょうか。それとも、その話し合いの中で 5 年間ではなく、3 年間で、短く譲渡していきましようという話になったのでしょうか。どちらなのでしょう。

○松本副会長 事務局からお願いします。

○砂川課長 ありがとうございます。

今回のこの指定管理を 3 年間に決定をしたという経緯に関する質疑かと思えます。

市の方で、今までと同じく、5 年にするのか、それとも、もっと短くして 3 年間にするのかということを考えていった場合に、先ほども申し上げたような理由で、早めに、譲渡を進めたいという気持ちもありまして、3 年間というのを決定させていただきました。これは市が、そのように決定をさせていただいたというものになります。

○大内委員 わかりました。ありがとうございました。

指定管理期間を 5 年から 3 年に移行したということは、なかなか解決方法としては難しいのかなという考えもあります。

また福祉部長ですとか、そういった方たちが、早めに譲渡したいという考えもあるのかもわかりません。ただ、実際には、いろんな問題が起きるのかなとは思っています。

実際に、利用者さんであったり施設の方であったり、保護者会であったり、いろいろ心の葛藤もあるかなと思います。以上です。

○松本副会長 ありがとうございます。

それでは、寺方委員をお願いします。

○寺方委員 寺方です。先ほど進藤委員の方からも、何をもって成功なのか、何をもって失敗なのか、きちんとしたガイドラインだとか、具体的な内容を決めてやらないと、というようなお話があって、私も賛成です。

そうすると、一つの落としどころと言ったらおかしいのですけれども、今、話としては先ほど私から、私のイメージとして言っていますが、市が譲渡をしたくて指定管理期間を 5 年から 3 年にしているだとか、利用者さんとか、保護者の意見はとりあえず意見を伺いましたで終わっているのですけれども、では、具体的に 3 年後にこういう状態だったらいいよねというような、保護

者、利用者さんから納得いただけるような、そのプランと一緒に考えてもらって、それに対して、啓和会、社会福祉協議会がどうなのかというようなことをいろいろ話し合い、そういう形で進めていかないといけないと思います。

今ところ、市と啓和会、社会福祉協議会で話が終わってしまっているところで、保護者さん、利用者さんのかかわり合いがほとんど感じられないというところが、解消されるのではないかなと思うのです。

ということであれば、2者間協議ではなくて、または2者間協議でもいいですけども、保護者との間で意見を交わして、何年後か知りませんが譲渡した後のサービスというのはこういうふうにあるべきですよというのをまとめてもらって、それと譲渡先をまた巻き込んでいって、こういう話が出ていますけれども、これクリアできますかというようなところを持っていって、何とかしていかないとですね、とりあえず久喜市が民間譲渡を進めたがっている、何となく、保護者さんの方は嫌だなと言っているのがで、全然進まないと思うのです。

先ほどの進藤委員さんの話としては、もっともまともな話で、じゃあどうすればいいんだと、具体的なプランを決めてやりませんかというふうな話で、そう進めていかれたらいかがでしょうかというのが、個人的な意見です。

で、その中で、指定管理の期間3年が妥当なのか、5年が妥当なのかというふうな話もきくと出てくると思うのですよね。

この話を進めるには、今のサービスレベルから見て、まだもう少し努力が啓和会だとか社会福祉協議会の方に必要なのか、それとももう少しレベル落としていいのかというふうな話で、というふうな考え方をすると、ちょっと皆さんの意見とずれているのですかね。

皆さんのご意見も、できれば伺いたいなと思っています。

私だけが何かしゃべっているような気がします。ありがとうございます。

○松本副会長 はい、ありがとうございます。

現在、市と譲渡先法人で話し合いをしているけれども、保護者・利用者さんには、説明だけではなくて、意見を聞いて、場合によって一緒に、譲渡する条件というか、ゴールというか、そこも一員として話し合いをしていった方がいいのではないかとということですよね。

その中で、それが3年後なのか5年後なのか。どの辺が妥当なのかと、意見を聞きたいということで、まず委員の方。

○寺方委員 とりあえず私だけの個人的な意見なのか、皆さんも同じように感じていらっしゃるのか、方向性ですね、そして、もうあと45分ぐらいしかありませんので、終わりどころをそろそろ見ながら、話を持っていかないと終わらないと思いますので。すいません、そんな勝手なことを言っています。

○松本副会長 まず事務局から、お願いします。

○砂川課長 貴重なご意見ありがとうございます。

確かに今は、市と法人との間での2者間で、その条件設定について協議をしていて、利用者、保護者の方には、今、現状こうですよという、現状をお伝えする場を設けているという状況になっております。

その2者間で今やっているところに、さらに利用者、保護者の方にも、混ざっていただいた形での意見聴取をする場があってもいいのではないかとのご意見かと思われま。

確かに利用者、保護者の皆さんのご意見を聞きながら、私もこの譲渡を進めていきたいと

というのが、一番、考えているところですので、そういった機会にもいろいろなご意見がいただけると考えております。

今現在、こうしましょう、という結論は出せませんが、ご意見としてお伺いいたしまして、今後どのように進めていくかを考えていく中で、何かしらの形を整えられたら、と考えております。

今日のところは、どういうふうにしますとは申し上げられないのですが、そのような考えでございます。

○松本副会長 奈良委員。

○奈良委員 奈良と申します。

もっと早く言えばよかったのかと思ったのですが、少し質問をさせていただきたいのですが、指定管理期間が5年から3年になったということで、私の職場も指定管理5年ずつなので、毎回、5年先は自分の働き先があるかという心配があります。

評価を1年ごとに行って、ホームページに評価が出るのですが、この指定管理期間5年が3年になったというのは、そういった評価の点で何かあったのでしょうか。

○松本副会長 事務局、お願いします。

○砂川課長 今回の指定管理期間5年が3年になったということで、何かその評価をしていく上で、何らかの作用があったのかというご質問かと思えます。

特にその評価で3年になったということでは無く、影響はしてはいないところです。先ほど申し上げた内容で、市の方で、指定管理期間5年を3年にして、早めに譲渡を進めていって皆さんに安心してサービスを受けていただけるような体制をとりたいという思いから、3年にさせていただいたということになります。

○松本副会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

池田委員、お願いします。

○池田委員 久喜特別支援学校の校長の池田と申します。

うちの生徒、卒業生もたくさんお世話になっている施設で、いつもありがとうございます。

少し確認ですが、この場で、今意見をという話だったので、この資料の1番については、これは今までの経緯ということになるのかと思うのです。2番についてはもうすでに久喜市の方の施策であったりとか、議会での承認であったりとかいうことで、これはもうほぼ決定ということではよろしいのでしょうか。

それで、今後どうしていきましょうかというのが、今までいろいろ利用者、保護者の意見を踏まえた上でということで、考えていくとすれば、3番4番というところを今後考えていかなければいけないという整理ではよろしいのでしょうか。

もしそうであるとするならば、今後ここで、皆さん方、もちろん私も含めてなんですけれども、出た意見を参考に、今後の具体的な施策が、今決まっている施策は大枠だけだと思うのですが、それをより具体的で有効な、利用者であるとか、保護者が満足できるような、もちろん、そこに譲渡先の運営団体さんの方も、納得をいただかなければいけないと思うのですが、そういうことをここで話し合っていたらということの判断ではよろしいのでしょうか。

もしそうであるとするならば、ぜひ、今までと同等以上という、なかなか難しくなってくる

とは思うのですけれども、考えていけたらなというふうに思っています。

○松本副会長 ありがとうございます。

事務局、お願いいたします。

○砂川課長 ご意見ありがとうございます。

まさに今後、どのようにすれば、今の利用者の方が、引き続き、サービスを満足して、現状維持、もしくはそれ以上であればなおさらいいのですけれども、サービスを受け続けていけるのかというのを考えていくというのが、今回の譲渡では大変重要なことになってきておまして、そのために、譲渡するにあたっては、どうすれば、利用者の方が今後も、同等のサービスを受けられるかというところで、譲渡にあたっての条件づけというのを、いろいろと情報収集をしているという段階になっております。

今後、また、いろいろと情報なども固まってきましたら、利用者、保護者の皆さんのご意見なども伺いながら、どうすれば利用者の方が満足できるかという点を十分に酌み取りながら、その条件については考えていって、譲渡がうまくいきますように、努力をしていきたいというふうに考えているというところでございます。

協議会でいただいたご意見につきましても、貴重なご意見ですので、今後の条件の中に反映させていくことは、もちろん考慮をさせていただきます。

○松本副会長 はい。ありがとうございます。

桜井委員、お願いします。

○桜井委員 久喜市手をつなぐ育成会の会長の桜井です。お世話になります。

私も、親の立場でもあるし、それから事業所も立ち上げたので、事業所職員としても考えることもあって、何かこれっていうのが前回から決まっていなくて、もやもやしている状態なのです。

でも、もう民間だから駄目とか、そういうふうには考えなくてもいいのではないかと考えています。なにせ、事業所は結局、社会福祉協議会さんと、啓和会さんという、もう本当に立派な実績のある方が引き続きやってくくださるということなので、その辺はもう安心していいと思っています。

ただ、やはり重い障がいの方が施設から出されてしまうのではないかと、民間になると、どうしても、合理的な考え方とか、経営的に厳しいとか、そういう不安を、皆さんきっと保護者の方は感じていると思うのです。今は大丈夫だけど、うちの子は重い障がいだから切られてしまうのではないかと、出ていってくれてと言われてしまうのではないかと、多分その辺がすごく不安だと思います。

実は、うちの施設でも、行動障がいの方がいて、なかなかグループホームで行動障がいのある方を受け入れるというのは難しく、本当にいろんな方に相談すると、「グループホームで受け入れたから駄目なんじゃない」とか、そういうことも言われるくらいです。

ところが、今、私たちの施設では、福祉課さんとか、障がい者の相談支援専門員の方とか、いろんな方が知恵を出し合ってくださって、何とか行動障がいの方もグループホームで、その子が生まれた地域で生きていくためにどうしたらいいかっていうのを、すごく模索してくださっています。

ですから、私は今のこの久喜市の状態、とってもいい状態だと思っていて、思ったことを正直

に話していいのです。そうすると、福祉課の方とかいろんな方たちが、相談支援センターのきらさんとか、いろいろな方たちが相談にのってくれるのです。

だから、私はそれを大事にしていきたいと思っています。

ですから、先ほどから、保護者の方の要望を聞いて、具体的な内容を決めていきたいと思いますというところに、会議の方向性としても出ていると思うので、私としては、保護者の方からの意見「重い方を追い出すようなことはしないで欲しい」とか、そういうときにはきちんと話し合っ、市が補助金を出すとか、新たな福祉の制度、今の福祉の制度の中でこんなこともできるのではないとか提案して下さったりとか、みんなで必ず協議をして、決めていったものを盛り込んだ協議会としての要望書案みたいなのをまとめられたら、文面化していったら、保護者の方も、安心されるのではないかというふうに思います。

私たち施策推進協議会委員としては、それが本当にその後、譲渡されても、きちんとそれが守られているかどうかを常にチェックするポイントにもなると思うので、やはりこう文面化した方が、要望書みたいない感じで、文面として残していったらいいのではないかなと思います。

すいません長くなりました。以上です。

○松本副会長 ありがとうございます。

今の意見について、事務局から回答をお願いします。

○砂川課長 どうもありがとうございます。

やはり親御さんのご心配の中に、状態が重い方がいらして、しかも、サービスをそんなに毎日のように使えるような状況でないという方が、民間譲渡した後、サービスが受けられなくなってしまわないかという、ご心配されているという方もいらっしゃるというのは把握しているところでございます。

そういったことがないように、条件をつけていって、補助金なり何なり、どういった形になるかまだ決まっていないのですけれども、市でサポートをさせていただいて、現状のサービスをそのまま続けていただけるような体制を作っていくというのが、今回の民間譲渡の中では大変重要な項目になってくると考えておりますので、そういった点については、市としては最大限配慮をさせていただくという方針で考えております。

今後もそういった状況を、監視といいますか、チェックができるような体制を作りたいということにつきましても、私どもとしても、やはり考えていくべきことであると認識しておりますので、そちらについても、適時考えていきたいと思っておりますのでございます。ありがとうございます。

○松本副会長 ありがとうございます。他、質問ございますか。

池田委員をお願いします。

○池田委員 久喜特別支援学校の校長の池田と申します。いま、課長さんが言われたようなことをぜひお願いしたいなと思います。

政治の話をしたくはないのですけれども、やはり市長さん、久喜市の福祉ってかなり、丁寧にやっているといます。うちの学校には、久喜以外に白岡であったりとか、加須であったりとかの学区の子供たちもいます。前に校長をしていた学校の学区もいろいろと市町村の対応をさせていただいてきたのですが、久喜市では、かなり丁寧に本当に親身にやっていると私は感じています。

ただ、市長さんが変わってしまうとか、あとは財政状況の中でやるとか、いろいろ要因はあると思うのですけれども、急に厳しい状況を突きつけられる場合もあると思いますので、課長さんがお約束していただいた通り、ぜひ、この会議とか、あとは利用者、保護者の意見を反映できるような形で進めていっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○松本副会長 ありがとうございます。他、ご意見ございますか。

はい、齋藤委員お願いいたします。

○齋藤委員 地域活動支援センターたいようの齋藤と申します。よろしくお願いします。

民間譲渡後のことを、私も課題が整理できたというふうに聞いていて思ったのですけれども、やはりサービスを利用した分の補助金だけだと、建物や環境整備に関して、なかなかそこに費用を費やすことが難しいと思います。

私は、みぬま福祉会というところに所属しているのですが、法人が運営している事業でも、建物の老朽化や大きな環境整備、働く方たちの体を守るための大きい環境整備なんかにごくお金がかかる時に、日々の補助金だけだと捻出するのが大変難しく、年間の予算の中から修繕費を紡ぎ出すのが難しいということとか、現在様々な施設が老朽化している中では課題になっていて、そこはやはり公的などところで守っていくべきなのかなというところはあります。

もちろん、法人内部の運営努力も必要かと思うのですが、私は、社会福祉は儲からないと思っているので、そこで儲けを出すような運営をすることが、かえって支援の質を下げているように、日々感じているのです。

どうしても必要な環境整備や建物の修繕に関しては、市や県と相談していけるような体制がもう少し強化できると、支援の方の充実に繋がっていくのかなというふうに感じています。

これは私事なのですが、9年前から、私たちは白岡市の施設で、指定管理ではなく、委託という形で、単年の委託でやっています。市の方針、先ほどおっしゃったように市長さんや社会福祉に関わる方達の方針が大きく変わると、今日の明日で法人が変わるような、逆に民間ではない弱さもあるのだなあとというふうに、日々感じています。法人、例えば、みぬま福祉会がもう来年はできないと伝えてしまえば、来年は別の法人を探さなきゃいけないとか、市がもうこの事業はやめるよってなると、サービスはもう無くなってしまうようなことが起こり得るのではないかと思うのです。

民営化する良さがあると思います。

桜井委員がおっしゃっていた通りに、家族や利用者さんと守っていくような法人を、市とともに一緒に作って無くさないようにしていくような、法人の理念を一緒に作り上げて、サービスの理念を作り上げていくような、みんなで守っていく、社会福祉協議会さんや啓和会さんと一緒に作っていくようになるのが最善で、そこに財政的な力が必要ならば、市に少し力を貸していただくというようなことが、今後は、そこを約束いただけるのが一番なのかなというふうに聞いて感じました。すいません、感想になりました。以上です。

○松本副会長 ありがとうございます。桜井委員。

○桜井委員 私もそのことを言いたいと思ってたなと今気づいて、すいません。

建物のこと、やはり修繕、老朽化されたものをもらうっていうのが一番困ることだと思っていて、例えば相続で古びた建物をもらっても、壊すだけで何百万もかかって大変だったりします。

やはり古い施設をいただくというのは、本当に大変で、壊すだけでも地域の方の理解もいる

し、古いものを修繕するというのはすごくお金がかかることなので、そしたらやはり建て替えが必要とか、あと今いろいろな決まりも厳しくなっていますし、スプリンクラーの問題とか、それだったら新しい建物を建てた方がいいとか、そういうふうな状態になってくると思います。ですので、先ほど少し自分が言った要望書案みたいなところに、建物の修繕費の問題とか、新しい建物が必要な場合の予算立てとかその辺をしっかりと行っていくということも盛り込んでいかないと、社会福祉協議会さんや、啓和会さんが心配ですし、それを見ている保護者の方たちがすごく心配だと思います。

ぜひ、建物のことも併せて、環境整備もあわせて、考えていきたいなと思います。

以上です。

○松本副会長 ありがとうございます。

齋藤委員と桜井委員の感想も含めてですけれども、事務局でお願いします。

○砂川課長 ご意見の中にもございましたが、やはり今、市で持っている障がい者施設、大半がだいぶ老朽化をしているという状況がございます。そちらも合わせての譲渡ということを考えていますので、正直その部分が、今回の譲渡の中では一番ネックになっているというのは、実感としてございます。

譲渡するからには、やはり、市としても、譲渡を受けていただきやすい状況を作っていかなければいけないと考えております。財政を伴うものということもありまして、なかなか市としてもそこは苦慮するところなのですけれども、もちろんそのまま老朽化した建物をぽんと渡すというだけではもちろん駄目だというのは、市としても認識はしているところですので、そのあたりの手当というの、考えていくという方針でございます。その辺りはご理解をいただければと思っております。

それをどの程度までやれるのかというのが、今後の大きな課題であると感じているところです。

○松本副会長 ありがとうございます。他、何か質問等ありますか。

進藤委員、お願いします。

○新藤委員 進藤でございます。

例えば国の機関の施設では、その建物施設、ハード面に対して、営繕と修繕と様々なレベルでのメンテナンスが常に行われるための財政的な予算を固定化しているそうです。それに準じたように、福祉施策なんていうのは、まさに公益の最たるものだと思うのですね。であれば、民営化するのであれば補助金という形での、固定的な予算枠というのを確保することはできませんでしょうか。

それをぜひ要望書の中に加えてはいかがでしょうかということが、私の趣旨でございます。

○松本副会長 はい、ありがとうございます。事務局の方、お願いします。

○砂川課長 はい。補助金に関するご意見かと思われます。

先ほども申しあげました通り、市の財政にも限りがあるという状況がございますので、はっきりどのようにやりますというのが、申しあげられないところなのですけれども、ご意見としてはそういった方法もあるということ、参考にさせていただきたいと考えております。

現状このぐらいしかお伝えできなくて申し訳ないのですが、ご理解いただければと思います。

○松本副会長 はい、ありがとうございます。他に、ございますか。

寺方委員お願いします。

○寺方委員 寺方です。すいません、前回いただいた資料なのですがすけれども。

その中に、けやきから始まってのぞみ園まで、いつ建てられたというのがあるのですがすけれども、具体的には「いちょうの木」が1984年で、すでに40年近く経っているというところで、先ほどの、建物の老朽化に伴って市は手離したがっているのだけれども、それに伴って、修理だとか、建て替えだとかというのが具体的に発生しますよと。

それを盛り込んだらどうなりますかというのはなかなか答えにくいところですが、ここは多分、先ほどから民間に譲渡というところの肝だと思うのです。

先ほど、今日の議題の中の資料として、令和4年度以降の施設のあり方の中で、一番上の1番のところ、5月6日に両法人から回答、指定管理料相当の補助金を希望、土地建物の譲渡、受託は難しいと書いてあって、まず否定的なことが書いてあるのですよね。

先ほどまでの皆さんの話を聞くと、親御さんや利用者の意見を聞いて、まず、民間譲渡ということについて、外堀を埋めましょうというような話と、この一番肝心な、お金がかかるころについてどうしますかというのはまたちょっと置いときましょう、これからの話ですわっていうところであると、話だけ聞いていると、ものすごく、何か難しい道に進んでいませんかという気がしてならないのです。あくまで個人的な意見です。

あっさりやめちゃいませんかと言うのが一番簡単なのですが、そうはいかないのが、役所の立場なのですよね。以上です。

○松本副会長 はい、ありがとうございます。事務局から、お願いします。

○砂川課長 いろいろご配慮のある問いかけをいただきまして、ありがとうございます。

いろいろと条件をつけていくと、結局、指定管理をやっているのと、どこが変わるのでしょうかという、疑問なども当然出てくるのではないかと、感じております。

それであったとしても、施設を譲渡することによって、その後、利用者の方に安定してサービスを受け続けていただけたら、市の方も、例えば、一時的に補助金など出して、補助するという方向でやっていったとしても、長期的に考えればその施設の維持管理というのが市からは離れていくということもあるので、決して悪い面だけではないとか、そういったことも考えられるところから、今回、譲渡という方針を出したということも当然ございますので、そういったところも比べながらの、今回の決定になっております。

譲渡するという方針自体が、今後変わるということは考えにくいかなというところではございます。その辺のお答えはなかなかしにくいところではあるのですがすけれども、現状は、その方針で進めて参りますというところを今のところはお答えをさせていただきます。

○松本副会長 ありがとうございます。他に皆様から何かありますでしょうか。

はい、寺方委員。

○寺方委員 私、結構最初から最後までしゃべらせてもらって、ありがとうございます。

それで、せっかくここまで来たので、今後、この話は、皆さんが一番大事だと考えている施策の中で、やはり、マイナスになる可能性があるようなところは無くしたいねと、プラスに持っていきたいねという思いは一緒だと思うのです。

この話はこれきりじゃなくて、継続的していただければありがたい、というのもまた個人的な意見です。

○松本副会長 はい、事務局、お願いします。

○砂川課長 前回と今回、この件に関して、皆さんからいろいろご意見をいただいて参りました。

譲渡は、今後もずっと交渉を続けていくという、いまは過渡期にございますことから、今後、こういった施策推進協議会の場でも議題に出させていただきます、皆さんのご意見をいただくというのは、私どもとしても考えているところでございますので、今後ともご意見を是非ともよろしくお願ひいたします。

○松本副会長 はい。ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。

今回、いただいた意見等ですけれども、まとめて、新井会長にも全てきちんとお伝えして、今後また次回、集まり等あると思いますので、今、回答もあったように、議題なり、報告なりということで話し合いをする場を持つこともあるかと思っておりますので、引き続き、お願ひしたいところであると思っております。

では、以上をもちまして、本日予定していた議事が終了となりました。ご協力ありがとうございました。

最後に、桜井委員からお配りしたチラシについて説明があると聞いておりますので、よろしくお願ひいたします。

○桜井委員 前回に引き続き、また親子劇場なのですけれども、「私と私、僕と僕」というLGBTをテーマにした劇なのですが、「人と違う自分、それおかしいの」みたいな大きなテーマがありまして、障がいのある方や、不登校とか、いろんなことで悩んでいる方たちにも見てもらいたいし、こういう悩みがあるということで、本当に広く、大勢の方に見ていただきたいと思っております。

栗橋の小学校には配ったのですが、まだ全然広く配布できなかったもので、皆さんにもぜひお越しいただけたらと思ひまして、今回紹介させていただきました。

共同募金会からも、たくさんの助成金をいただいて、実施しております。

ぜひ、よろしくお願ひいたします。

○松本副会長 はい、ありがとうございます。

今回の議事進行至らぬ点がありましたけれども皆さんご協力ありがとうございました。それで議事が終了いたしましたので、司会進行を事務局と交代させていただきます。

○砂川課長 はい。松本副会長どうもありがとうございました。

以上で、本日予定をしておりました議事は終了となります。ご協力をいただきまして、ありがとうございました。委員の皆様には、公私ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

今年度、第2回目の開催となっております、次回は、新年度にまた1回目を設定させていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、令和4年度の会議の予定になります。

第3次久喜市障がい者計画、第7期久喜市障がい福祉計画、第3期久喜市障がい児福祉計画の策定に係るアンケートの年度となりますので、来年度は会議を3回開催させていただきます。

詳細が決まりましたら、改めてまたご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたしま

す。

以上で、令和3年度第2回久喜市障がい者施策推進協議会を閉会とさせていただきます。  
貴重なご意見をたくさん賜りました。どうもありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年1月31日

松本 雅年